

定 款

**EXEDY**

株式会社 **エクセディ**

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条（商 号）

当社は、株式会社エクセディと称し、英文では、EXEDY Corporation と表示する。

## 第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、運搬車両、船舶及び建設機械、農業機械等の部品の製造及び販売並びに輸出入
- (2) 機械器具及びその部品の製造及び販売並びに輸出入
- (3) 型具、治具、工具等及びその部品の製造及び販売並びに輸出入
- (4) 陶板の製造及び販売・施工
- (5) 車両及び機械の修理
- (6) 自転車の製造及び販売
- (7) 車椅子、昇降機等の福祉機器の製造及び販売
- (8) 前各号の事業に関する技術開発、技術指導及び売買
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び駐車場の経営並びに建物内外の警備、清掃業務
- (10) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- (12) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (13) 発電及び売電事業並びにその運営管理事業
- (14) ドローンなどのUAV分野、モビリティ分野、インフラストラクチャー分野、プラットフォームソリューション分野における製品等の企画、開発、設計、製造、加工、施工、修理、販売及び賃貸借
- (15) 前各号に附帯関連する一切の事業

## 第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を寝屋川市に置く。

#### 第 4 条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （１）取締役会
- （２）指名委員会、報酬委員会及び監査委員会
- （３）執行役
- （４）会計監査人

#### 第 5 条（公告方法）

当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

#### 第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1億6,800万株とする。

#### 第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第 8 条（単元株式数）

当社は、100株をもって株式の1単元とする。

#### 第 9 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役において定める「株式取扱規則」による。

#### 第 10 条（株主名簿管理人）

- ①当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
- ②当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により選定し、これを公告する。

## 第 11 条（基準日）

- ①当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。

# 第 3 章 株 主 総 会

## 第 12 条（株主総会の招集時期）

- ①当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。
- ②前項のほか必要がある場合に取締役会の決議により臨時株主総会を招集する。

## 第 13 条（株主総会の招集者及び議長）

- ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。
- ②前項に定める者に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

## 第 14 条（電子提供措置等）

- ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 15 条（株主総会の決議の方法）

- ①株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。
- ②会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

- ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- ②前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 17 条（取締役の員数）

当会社の取締役は11名以内とする。

#### 第 18 条（取締役の選任）

- ①取締役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- ②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。

#### 第 20 条（取締役会の招集者及び議長）

- ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。
- ②前項に定める者に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

#### 第 21 条（取締役会の招集通知）

- ①取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

## 第 22 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 23 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は定款で定めるもののほか取締役会において定める「取締役会規則」による。

## 第 24 条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。

# 第 5 章 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会

## 第 25 条（委員の権限）

- ①指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。
- ②報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。
- ③監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
  - （1）取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成。
  - （2）株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定。
- ④指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、法令又は定款で定めるもののほか、第28条の委員会規則に定める事項を行う。

## 第 26 条（員数）

指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、

その過半数は社外取締役とする。

#### 第 27 条（委員の選定）

指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

#### 第 28 条（委員会規則）

指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に関する事項については、法令又は本定款において定めるもののほか、取締役会又は各委員会において定める規則による。

## 第 6 章 執行役

#### 第 29 条（執行役の選定）

- ①当会社の執行役は、1名以上とする。
- ②執行役は取締役会の決議により選任する。

#### 第 30 条（執行役の任期）

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

#### 第 31 条（代表執行役及び役付執行役）

- ①当会社は、取締役会の決議により代表執行役を選定する。
- ②当会社は、取締役会の決議により役付執行役を選定することができる。

#### 第32条（執行役規則）

執行役に関する事項については、法令又は本定款において定めるもののほか、取締役会において定める規則による。

## 第 7 章 会計監査人

#### 第 33 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

#### 第 34 条（会計監査人の任期）

- ①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。
- ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 35 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。

## 第 8 章 計 算

#### 第 36 条（事業年度）

当会社の事業年度は、1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 37 条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

#### 第 38 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

#### 第 39 条（期末配当金等の除斥期間）

- ①期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ②未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付さない。

## 附則

### 第1条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第76回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

昭和42年5月27日改正

平成14年6月27日改正

昭和45年5月30日改正

平成15年6月23日改正

昭和49年5月30日改正

平成16年6月24日改正

昭和50年5月30日改正

平成18年6月27日改正

昭和57年6月30日改正

平成21年6月24日改正

平成3年6月27日改正

平成22年1月6日附則自動削除

平成4年6月26日改正

平成25年6月21日改正

平成5年6月29日改正

令和4年6月28日改正

平成6年6月29日改正

令和5年3月1日附則自動削除

平成7年6月29日改正

令和8年6月19日改正

平成7年8月1日改正

平成10年6月23日改正

平成12年6月23日改正

平成13年10月1日改正